

### 第3節 家庭教育支援推進計画の必要性

#### 1 家庭教育支援の諸課題

沖縄県の家庭教育の現状として挙げられることは、子どもの基本的な生活習慣の確立が不十分であることです。また、その子どもの生活リズムは、保護者の生活リズムの影響を強く受けていることが考えられます。子どもの生活リズムの乱れが、身体の不調や学力不振の原因となることから、早急な改善が必要であると考えられます。こうした家庭教育の様々な課題については、学校現場からの報告や諸調査により明らかになっています。ところで、家庭教育の支援策は、平成23年度の「家庭教育支援事業」が出発点となっており、この事業は、学校との連携を図りながら、保護者に対する学習機会の提供や相談対応により、家庭教育支援を行う目的として実施されてきましたが、十分な広がりをもつには至っていません。

沖縄県では、学校の教育活動の充実や地域の教育力の活性化を図る目的の「学校支援地域本部事業」、子どもの安全・安心な活動拠点（居場所）づくりを目的にした「放課後子ども教室推進事業」が全県的な活動として展開されています。これらの事業により、地域の学校、特に小学校を拠点とした教育活動の充実が図られ、子どもの居場所づくりが健全育成に結びついているものと考えられます。一方、家庭教育支援策（活動）については、これから取り組むべき課題となっています。

家庭教育の支援の課題としては、家庭教育支援者の不足と、支援者に対する養成研修プログラムが未整備であること、保護者同士の交流や相談の場が不足していることが挙げられます。昨今の困難を抱える家庭への情報提供や取組が不十分となって、困窮世帯がますます困難になっている現状も浮かび上がっています。また、島嶼県である沖縄は多くの離島を有するなどの地域性があります。自助努力だけでは家庭教育についての情報を得にくい地域の現状があり、行政の援助相談機能の限界がある等の深刻な悩みがあります。町村レベルでは、教育委員会内に社会教育主事が配置されていない等の人的整備も不十分であるとの声も聞かれます。島嶼性をふまえた、家庭教育支援の効果的な方策の開発が期待されます。

## 2 家庭教育支援推進計画の必要性 ー目指す家庭教育支援の姿ー

先に述べた家庭教育支援の諸課題をふまえ、沖縄県は、平成 26 年度、家庭教育における基本的な生活習慣の確立や規範意識の向上等を目的とした家庭教育力促進「やーなれー」事業を立ち上げ、その中に家庭教育推進委員会を設置しました。

同委員会は、推進計画全体の素案を提案する第一部会、支援者養成プログラムを策定する第二部会、事業の評価を担当する第三部会の各部会から構成されています。家庭教育推進委員会は、これまでに沖縄県が実施してきた家庭教育支援に関する取組の成果と課題をとらえ、家庭教育力の改善充実に向けて、以下の計画を立てました。

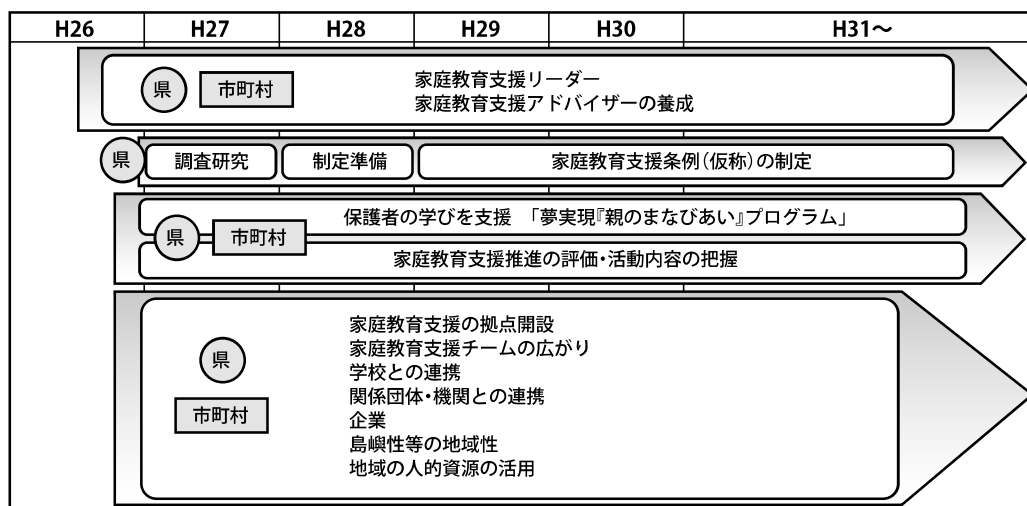
- (1) 家庭教育支援リーダー、家庭教育支援アドバイザーの養成
- (2) 保護者の学びを支援 「夢実現『親のまなびあい』プログラム」
- (3) 家庭教育支援の拠点開設
- (4) 家庭教育支援チームの広がり
- (5) 学校との連携
- (6) 関係団体・機関（P T A、N P O、社会教育関係団体、保健福祉関係機関等）との連携
- (7) 企業における家庭教育支援の充実
- (8) 島嶼性等の地域性をふまえた家庭教育支援の方策の実現
- (9) 地域の人的資源を活用した家庭教育支援
- (10) 家庭教育支援推進の評価
- (11) 家庭教育支援条例（仮称）の制定

本計画は、平成 26 年度から平成 30 年度までの5年間とし、その期間中に次期計画についても検討します。なお、必要に応じて、計画の見直しを行います。

本計画では、(1) 家庭教育支援リーダー、家庭教育支援アドバイザーの養成、(2) 保護者の学びの支援について実施します。保護者の学習プログラム「夢実現『親のまなびあい』プログラム」を作成し、家庭教育支援アドバイザーが保護者の学びを支援します。

また、事業の進捗状況を把握し、(10) 家庭教育支援推進の評価を行い、事業の改善充実を図っていきます。(3)～(9)、(11)については、その後の目指す支援の姿とし、実施できるよう努めていきます。

なお、(1)～(11)にかかる詳細な取組については、以下のとおりです。



目指す家庭教育支援の姿 年次計画

## (1) 家庭教育支援リーダー、家庭教育支援アドバイザーの養成

保護者の学びを支援する家庭教育支援アドバイザーの養成を実施していきます。また、家庭教育支援アドバイザーの養成や助言、学習機会のコーディネートを行う家庭教育支援リーダーの養成も実施していきます。

継続して保護者の学びを支援していくことによって、家庭教育支援リーダーや家庭教育支援アドバイザーの資質が向上し、保護者の学びが充実してきます。さらに、家庭教育支援リーダーや家庭教育支援アドバイザーの担い手も増え、各小中学校区等において、地域に密着した活動が展開されます。

## (2) 保護者の学びを支援 夢実現「親のまなびあい」プログラム

子どもの健やかな成長に大きな役割を果たすのは保護者です。その保護者に対して、保護者同士が学び合える学習プログラムを作成し、学ぶ機会を通して、子どものしつけや成長発達段階の特性、青年期における子どもとの関わり方を学ぶことにより、子育てへの自信や対処能力を身につけることができます。また、保護者同士の仲間づくりにもつながります。

保護者の学ぶ機会が継続的に実施されることによって、学びの必要性・重要性についての認識が深まり、主体的に学ぼうとする保護者が増え、保護者の学ぶ機会や場が広がっていきます。

さらに、学校や地域、職場等において、保護者の学びを支援する気運を醸成していくための、広報啓発やフォーラム等を実施していきます。

## (3) 家庭教育支援の拠点開設

### ① 保護者による交流の場

学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等）においては、保護者が集まる場は様々あります。

例えば、入学（入園）説明会、入学（入園）式、授業参観日、学習発表会、運動会、卒業（卒園）式、PTAによる研修会、部活の保護者会など、学校を中心とした保護者が集まる場があります。

また、地域の自治会の活動を通じた保護者が集まる場も様々あります。例えば、地域の伝統行事、少年スポーツチーム、地域対抗スポーツ行事、自治会による清掃活動など、地域の自治会を中心とした保護者が集まる場もあります。

このような、保護者が集まる場を積極的に活用し、上記（2）で記載した学習機会を提供することにより、保護者同士の学び合い、関わり合い、育ち合いが見られるようになります。学びを体験した保護者が、家庭教育に関心が低い保護者に対して、声かけや情報提供等を行い、関わることで、学びに参加しやすい環境を整えていく支援にもつながるものと考えます。

### ② 家庭教育支援推進の拠点

日頃から気軽に交流や相談ができ、保護者がリラックスして過ごせる空間があることで、保護者同士が学び合い、関わり合うことができます。例えば、学校の空き教室や公民館等の一室を家庭教育支援の拠点にすることが考えられます。

#### (4) 家庭教育支援チームの広がり

上記(1)の活動を進めることにより、各地域において、家庭教育支援を行う支援者が増えていくこととなります。その支援者が集まり、数人でチームを組むことにより、様々な家庭教育支援の活動を行うことが可能となります。ひとりでは難しい支援活動も、役割を決め、負担を分けることにより、様々な支援を継続的に行うことが可能となります。

支援チームの活動内容は、地域の実情やチームの体制により、様々な取組が行われることとなりますが、例えば、次のような活動を行うことが期待されます。

##### ① 保護者への家庭教育に係る情報や学びの場の提供、相談対応

保護者に対して、家庭教育に関する情報提供や上記(2)で示したプログラムを活用した学習機会の提供、不安や悩みを抱える家庭への相談対応を行います。

##### ② 訪問型家庭教育支援

家庭に閉じこもり、地域社会から孤立した様々な課題を抱える保護者への支援策として、チームが戸別に家庭へ訪問する訪問型家庭教育支援があります。

支援内容は、戸別に家庭へ訪問し、家庭教育に関する情報誌の配布等による情報提供や不安や悩みに対する相談対応、必要な行政機関への橋渡しなどが考えられます。この支援を実施するためには、学校や保健福祉関係機関との連携した取組が必要となります。

これらの活動が各地域において行われるためには、各市町村の行政担当者による支援は必要不可欠で、例えば、チームの活動拠点の提供や行政が有する情報の共有、学校や保健福祉関係機関との連携、活動費等の助成などが考えられます。

また、県は市町村を通じて各家庭教育支援チームの活動内容を把握し、優れた取組の奨励、取組が遅れている市町村への助言や支援を行い、さらに、チームの資質向上のためのスキルアップ研修を実施することが必要となります。

#### (5) 学校との連携

家庭の他に子どもの状況を日常的に把握しているのは、学校の教員です。家庭教育の支援活動を効果的に実施する上でも、学校との連携は強く望まれます。

例えば、家庭教育支援アドバイザーが学級担任や養護教諭、生徒指導担当教員と家庭教育支援についての意見交換の場を持つことにより、その学校区における保護者への効果的な支援を行うことが可能となります。また、課題を抱える家庭への支援にもつながります。

## **(6) 関係団体・機関（PTA、NPO、社会教育関係団体、保健福祉関係機関等）との連携**

家庭教育支援活動を行う上で、PTAとの連携は大変有効なものです。PTA活動を通じた、保護者への情報提供やPTAによる学習機会の提供なども考えられます。

また、子どもや保護者を支援するNPO、スポーツ団体や青少年育成会議等の社会教育関係団体を巻き込むことにより、各種イベントでの啓発やネットワーク化による情報共有なども期待されます。

さらに、家庭教育支援チームの取組が進むと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員、保健師、保護司などの専門の人材との連携や、児童相談所などの保健福祉関係機関との連携を図ることにより、課題を抱える家庭への支援も可能となります。

## **(7) 企業における家庭教育支援の充実**

企業における家庭教育支援の取組としては、企業内研修における保護者への学習機会の提供、従業員の子どもの学校行事やPTA活動への優先的な有給休暇の承認、ノー残業デーや子どもの職場参観日の設定による親子のコミュニケーションの充実などが考えられます。

## **(8) 島嶼性等の地域性をふまえた家庭教育支援の方策の実現**

沖縄県は、南北約400km、東西約1,000kmの広大な海域の中に大小160もの島々が点在する全国でも有数の島嶼県です。

平成22年度の国勢調査によると、離島において人口3千人を下回る自治体が、10村あります。また、本島内では、人口3千人を下回る自治体が、やんばるの山間部に2村あります。

このような自治体においては、都市部と同様の支援活動を行うのではなく、人口の少ない集落において、特に個人情報やプライバシー保護の観点からの配慮が必要となります。

例えば、支援を行う団体が活動する範囲をいくつかの自治体をまとめることで広域とすることも一つの手法となります。今後、有効な取組の開発・検証を行う必要があります。

## **(9) 地域の人的資源を活用した家庭教育支援**

地域には、家庭教育支援や子育て支援に携わる可能性のある人材が多数埋もれているものと推測されます。例えば、元教員や元保育士などの人材は、これまでのキャリアを十分に活用することができるものと考えられます。このような地域の人的資源をどのように活用できるかが今後の検討課題となります。

※学校を退職する教員は、毎年約300人（H23年度：264人、H22年度：380人、H21年度：385人、H20年度：355人）程度おり、各地域には、元教員が多数存在すると推測されます。

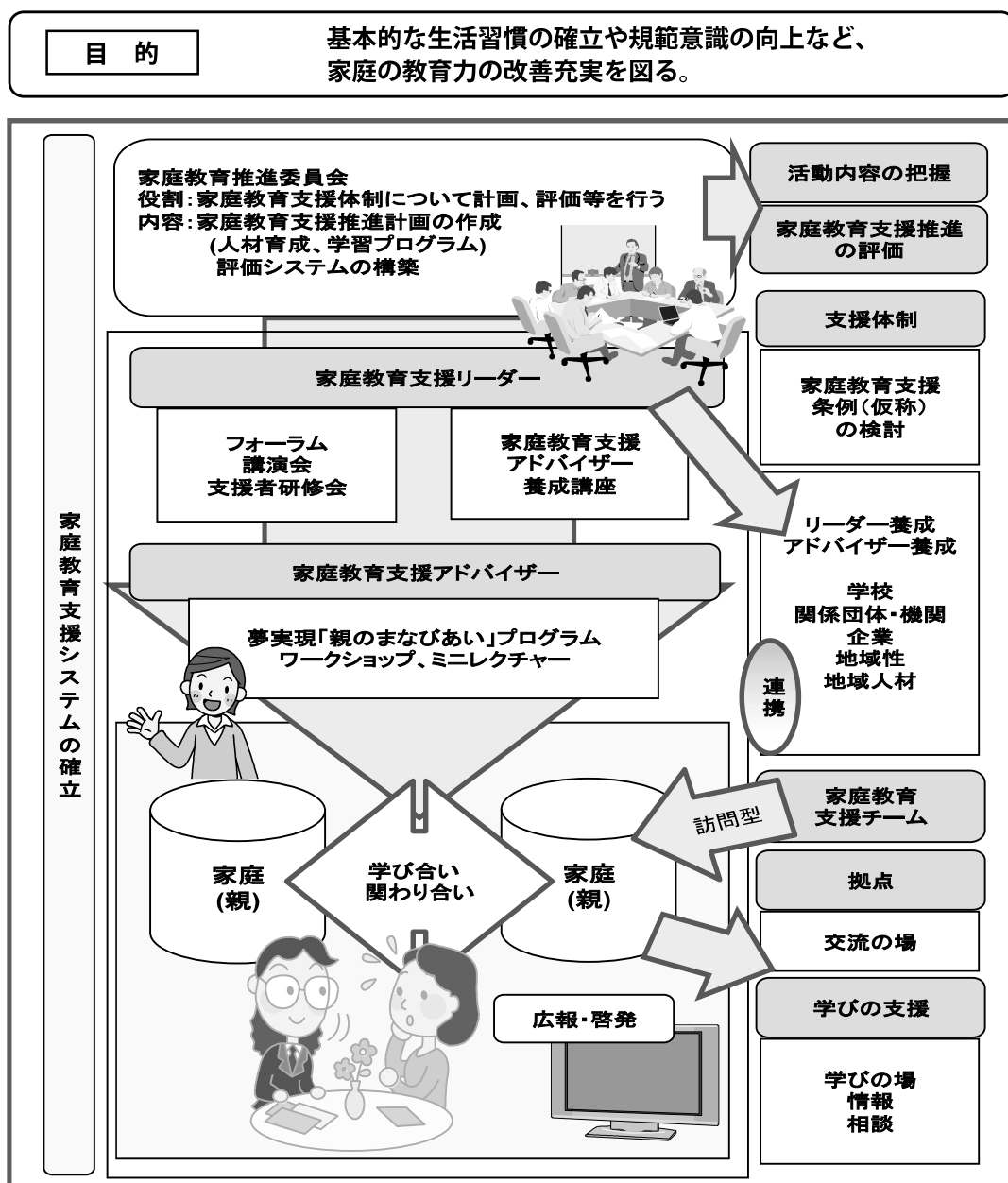
## (10) 家庭教育支援推進の評価

家庭教育支援推進の状況について、児童生徒の生活実態やその実態に関する保護者の認識、学習に参加した保護者の変容、家庭教育支援者の活動状況、県民への周知等の評価方法を検討し評価を行います。また、その評価をふまえ、次年度の事業の改善充実を図っていきます。

## (11) 家庭教育支援条例（仮称）の制定

沖縄県では、これまでも家庭教育支援に関する様々な取組が行われてきました。また、家庭教育支援を推進していくため本計画も策定しました。

今後、その取組を更に総合的、継続的に推進していくため家庭教育支援条例（仮称）を制定し、家庭教育支援体制の整備拡大を図る必要があります。



沖縄県家庭教育支援推進計画 全体構想

## 第2章 家庭教育支援推進の方向性

### 第1節 家庭教育支援の基本的な方向

家庭教育支援の推進にあたっては、家庭のみでなく、学校、地域、企業等と連携を図り、県民総ぐるみで支援していく必要があります。地域のネットワークを生かしながら、家庭の教育力の向上を図ることは、子どもの豊かな成長と発達を保障すると共に、希望に満ちた輝く社会の実現につながるものと考えます。

そのために、沖縄県家庭教育推進委員会を設置し、家庭教育支援推進計画を策定しました。本計画では、あらためて、家庭教育の重要性について広く周知すると共に、保護者への学習機会の提供等を通して、保護者が相互に学び合い、学習の成果を活かすことにより、個々の家庭の教育力の向上が図られることを期待しています。

具体的には基本的な生活習慣の確立や規範意識の向上など、家庭の教育力の改善充実を図ることを目的に、家庭教育支援リーダーによるフォーラムや講演会の開催を行うとともに家庭教育支援アドバイザーの育成を図ります。さらに、家庭教育支援チームによる様々な課題を抱える家庭への支援を行います。

家庭教育支援アドバイザーは、「夢実現『親のまなびあい』プログラム」を通して、保護者の学び合いを深め、交流を促進します。保護者の学び合いや交流は、主に小中学校区を中心に展開されますが、地域の様々な場や機会をとらえて広く展開されます。こうした地域における保護者の学びと交流により、家庭教育に関する様々な情報を共有したり、あるいは他の教育機関とのつながりが生かされたりすることで、家庭の教育力の向上に寄与できるものと考えます。

### 第2節 家庭教育支援推進の具体的取組

#### 1 保護者の学習機会の拡充

保護者の学習プログラム「夢実現『親のまなびあい』プログラム」を作成し、保護者が、家庭教育について共に学び合い、育ち合う学習の機会を提供していきます。

本プログラムでは、これまでの家庭教育で「良い出来事」を中心に話し合い、家庭教育に前向きに取り組めるような展開にしています。また、この学習プログラムは常に改善充実を図っていきたいと考えています。

##### (1) 夢実現「親のまなびあい」プログラム

【ワークショップ型プログラム・学習時間 60～90分程度】

保護者が主体的に参加できるワークショップ型の「夢実現『親のまなびあい』プログラム」を展開します。

学習プログラムのテーマは、生活習慣、学習環境、規範意識やマナー、体験活動等の内容について、保護者同士で意見や情報を共有していきます。それぞれのテーマについて、これまでの家庭教育で「良い出来事」「困った（悪い）出来事」「経験や実践」について意見交換します。

また、学習プログラムの対象を、幼児期、小学校低学年、小学校高学年、中学生、高校生を子どもにもつ保護者とし、発達段階に合わせたプログラムを展開します。

## (2) 夢実現「親のまなびあい」ミニプログラム

【レクチャー型プログラム・学習時間 10～15 分程度】

「夢実現『親のまなびあい』プログラム」への参加を促すために、導入や情報提供を行うレクチャー型の夢実現「親のまなびあい」ミニプログラムを展開します。

学校行事等、多くの保護者が参加する機会をとらえて、短い時間で行う学習です。家庭教育に関する情報提供や情報交換、保護者同士の関わりを体験し、学びのきっかけづくりを行います。

## 2 家庭教育支援者の拡充

### (1) 家庭教育支援リーダー

家庭教育支援リーダーは、地域における家庭教育支援活動の企画・運営、コーディネートや地域人材の資質向上等、地域での家庭教育支援の中心的、先導的な人材です。

家庭教育支援アドバイザーや学校教育、社会教育等で家庭教育支援の実践経験者から、家庭教育支援リーダーを養成していきます。

家庭教育支援リーダーの役割に以下のようなことが求められます。

#### ① 地域における家庭教育支援体制の構築

家庭教育支援の目標や目的、必要性や重要性を理解し、保護者をはじめ、家庭・学校・地域・企業等の現状を把握し、家庭や地域の実態に合わせた家庭教育支援を連携を図りながら、推進する事が求められます。

そのため、支援者や学校、地域等の人たちに寄り添い、共に学び合い、育ち合い、そして、継続して取り組める家庭教育支援リーダーが必要です。

#### ② 家庭教育支援アドバイザー養成、指導助言

「夢実現『親のまなびあい』プログラム」の進行役である家庭教育支援アドバイザーの養成を行うと共に、家庭教育支援アドバイザーが行う「夢実現『親のまなびあい』プログラム」の実施や相談、情報の提供が円滑に行われるよう、継続した指導助言を行います。

#### ③ 家庭教育支援のコーディネート

家庭・学校・地域・企業等が連携し、家庭教育を学ぶ環境や支援する環境を整えます。また、要請に応じて、家庭教育支援アドバイザーの派遣や「夢実現『親のまなびあい』プログラム」の開催等を行います。

さらに、家庭教育支援の拠点づくりや家庭教育支援チームづくり等、家庭や地域の実態をふまえ家庭教育支援を推進します。

#### ④ 夢実現「親のまなびあい」学習プログラムの開発

家庭や地域の実態をふまえ、「夢実現『親のまなびあい』プログラム」の開発や修正を行い、効果的な学習プログラムを開発していきます。



## ⑤ 評価

「夢実現『親のまなびあい』プログラム」の評価や保護者、地域の変容等の評価します。また、家庭教育支援アドバイザー養成講座の評価も行います。

## ⑥ 広報啓発

家庭教育支援を推進するために、フォーラムの開催や広報啓発活動を実施します。

## (2) 家庭教育支援アドバイザー

家庭教育支援アドバイザーは、保護者と地域のつながりをつくり、親の学びや育ちを応援する家庭教育支援の取組を進めていくに当たって、保護者に対して気軽に相談に乗ったり、きめ細かな助言を行う等、保護者や地域に寄り添い支援を行う人材です。家庭教育支援リーダーと連携を図り支援を行います。

「夢実現『親のまなびあい』プログラム」受講者や学校教育、社会教育等で家庭教育支援の実践経験者から、家庭教育支援アドバイザーを養成していきます。

家庭教育支援アドバイザーの役割に以下のようなことが求められます。

### ① 夢実現「親のまなびあい」プログラムの実施

家庭教育支援アドバイザーは、保護者の学習プログラム「夢実現『親のまなびあい』プログラム」を進行していきます。

家庭教育支援アドバイザーは、講師のような「教える」役割ではなく、参加者が安心して学習できたり、話し合いができたり、気づきが得られたりすることを助ける役割です。

### ② 家庭教育支援に関する相談や情報提供

日頃から保護者に寄り添い、保護者への情報提供や相談等を行い、保護者同士の学び合い、関わり合いを支援していく役割を担います。

## 3 広報啓発

家庭教育支援リーダーや家庭教育支援アドバイザーの支援者養成、保護者の学びの支援、家庭教育支援チームの広がり、他機関等との連携、企業や地域の支援等は、家庭教育支援を推進していく上で重要な内容です。

そのため、家庭教育や家庭教育支援の必要性、重要性について広く県民に周知を図り、家庭教育や家庭教育支援に取組みやすい教育環境を整え、県民総ぐるみで取り組む事が求められます。

広報啓発活動として、保護者向け学習プログラムを様々な場で展開していくことにより周知を図ると共に、家庭や公共施設、企業等にポスターやチラシ等の配布やメディア等の広報媒体を活用し、広く県民に周知を図ります。

## 広報例

- (1) 学校、地域、職場で、家庭教育支援をみんなで取り組もう
  - ・保護者の頑張りを認めよう
  - ・家庭教育を支援しよう
- (2) 「夢実現『親のまなびあい』プログラム」に参加しよう
  - ・家庭教育について一緒に話してみよう
- (3) 食べて動いてよく寝よう（早寝早起き朝ごはん）
  - ・ポイントは「時間」
  - ・できることからはじめよう
  - ・基本的な生活習慣を確立しよう
  - ・生活リズムは朝食から

## 4 家庭教育支援の評価

家庭教育支援推進の状況について、児童生徒の生活実態やその実態に関する保護者の認識、家庭教育支援者の活動状況、県民への周知等の評価方法を検討し、評価を行います。

### (1) 児童生徒の生活実態

全国学力・学習状況調査や平成 25 年度沖縄県児童生徒の生活実態調査で、児童生徒の生活実態や、その保護者の認識等が明らかになっています。

それらの調査結果をふまえ、本事業実施による、児童生徒の生活改善、家庭教育の取組等を調査し、家庭教育の改善充実にむけた研究を行います。

### (2) 家庭教育支援者の活動

アドバイザー養成講座受講者が、学習プログラムの実践をとおして家庭教育支援活動にどう取り組んでいるか調査し、その中で効果的な取組実践をまとめます。

### (3) 保護者の学び

「夢実現『親のまなびあい』プログラム」での気づきやその後の取組等を調査し、学習プログラムの効果について検証します。

### (4) 広報啓発

広報啓発による県民への周知状況を検証し、家庭教育力の向上にむけた広報活動等を検討します。